

沖縄市内陸部準工業地域産業振興基本計画策定業務委託
プロポーザル応募要領

平成27年7月
沖縄市

沖縄市内陸部準工業地域産業振興基本計画策定業務委託 プロポーザル応募要領

1. 目的

この要領は、沖縄市内陸部準工業地域産業振興基本計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）の委託先選定にあたり、広く企画提案を募集し、公平性及び透明性を持ったプロポーザル方式により専門的な提案を求めるものとする。

2. 業務委託の内容

(1) 業務名

沖縄市内陸部準工業地域産業振興基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「沖縄市内陸部準工業地域産業振興基本計画策定業務委託概要仕様書」に基づく

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月18日（金）まで

(4) 契約上限額

9,342,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は、予算の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない

(5) 選定方法

一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(6) 支払

事業完了払い

3. 応募資格

- (1) 沖縄市内に本社、営業所又は支社を有していること。共同企業体で応募する際は、うち1社以上が沖縄市内に本社、営業所又は支社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に基づく市の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (3) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (4) 県税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

4. プロポーザル実施スケジュール

- (1) 質問書受付期限・・・・・・・・平成27年7月29日（水）午後3時まで
- (2) 企画提案書受付期限・・・・・・・・平成27年8月5日（水）午後3時まで
- (3) 一次審査（書類審査）・・・・・・・・平成27年8月上旬予定
- (4) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）平成27年8月17日（月）以降予定
- (5) 選定・非選定の通知・・・・・・・・平成27年8月下旬予定

5. 提出書類

提出書類はクリップ止めで、原本1部、写し9部を提出して下さい。

- (1) 企画提案提出届（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
※共同企業体として参加する場合は、各構成員につき作成すること
- (3) 業務実施体制（様式3）
- (4) 会社実績（様式4）
- (5) 配置予定技術者（管理技術者、担当技術者）の資格・経歴等（様式5-1、2）
※様式3に記載されている各技術者において作成すること
- (6) 企画提案書（様式6-1～3）
※提案者名が特定されないよう作成すること
- (7) 見積書（任意様式により税込で記載）
※提出された見積書については、契約額ではありません。契約の際には、提案のありました見積額を上限額として、再度見積書を提出して頂きます。
- (8) 履歴事項全部証明書
※共同企業体として参加する場合は、各構成員につき作成すること
- (9) 滞納のない証明書（県税、市税）
※共同企業体として参加する場合は、各構成員につき作成すること
- (10) 地域貢献活動の実績（様式7）
※共同企業体として参加する場合は、各構成員につき作成すること
※写真、参加証明書等確認できるものを添付

6. 質問および回答

- (1) 質問の内容
本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。
- (2) 質問の方法
 - ①提出様式 質問書（様式8）
 - ②受付期間 平成27年7月29日（水）午後3時まで
 - ③提出方法 FAX、電子メール（受付期間内必着）
※電話・口頭による質問は、受け付けない。
- (3) 質問に対する回答
できる限り速やかに、市ホームページに掲載しますのでご確認をお願いします。

7. 参加辞退届の提出

企画提案提出届の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

8. 選定方法

(1) プロポーザル評価委員会

一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）において決定します。

(2) 審査の流れ

提出された企画提案の中から一次審査により三社程度を選考し、一次及び二次審査の合計点数をもって最終審査点数とし、最優秀者を決定する。

①一次審査（書類審査）

提出された書類において審査を行います。

②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査通過者を対象として二次審査を実施します。二次審査を実施する場合、その詳細については、二次審査対象事業者宛てに別途通知します。

③審査結果の通知

審査結果は、8月下旬頃に参加事業者全員に通知します。

(3) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとします。

・一次審査評価基準

評価項目		評価基準	配点
1. 企業の能力	企業信頼度	経営規模の妥当か	5
	業務実績	当該業務を遂行するための知識・経験	5
	実施体制	実施体制は妥当か	5
	地理的条件	事業所の所在	5
	地域貢献	地域貢献活動の実績	5
2. 担当者の能力	業務実績	管理技術者の実績	5
	専任制	技術者は当該業務に支障がない手持ち業務量か	5

※35点満点

・二次審査評価基準

評価項目		評価基準	配点
1. 企画提案	様式6-1	当該地域の課題点を整理し、業務の目的・内容を十分に理解し、実現性の高い提案内容となっているか。	20
	様式6-2	当該地域の現状を理解し、業務の目的・内容を十分に理解し、実現性の高い提案内容となっているか。	20
2. 実施方法	様式6-3	・業務の目的・内容を十分に理解し、実施方法が的確かつ具体的に示されているか。 ・業務を実施する上で十分な支援内容か。	25

※65点満点

9. 請負契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積書の徴取および契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとします。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者の見積書を徴取した結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 請負契約金額

請負契約金額は、沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とします。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の企画提案書に掲載された内容を尊重し、協議のうえ定めるものとします。
- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがあります。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとします。

(4) 契約内容等

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則によるものとします。

10. 留意事項

- (1) 書類提出にあたって使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨とします。
- (2) 企画提案等の作成に要する経費は各社負担とし、提出書類は返却しません。
- (3) 採用された企画案について、実施段階において予算や諸事情により変更することがあります。
- (4) 請負者選定に関する審査内容及び経過等については公表しません。
- (5) 請負者選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定します。このため、事業の実施にあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではありません。
- (6) その他、検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市企画部プロジェクト推進室と請負者で別途協議します。

1 1. 本プロポーザルに関する質問先・提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市 企画部 プロジェクト推進室（市役所 4 階）

TEL : 098-939-1212（内線 2435）担当：兼城

FAX : 098-934-0656

MAIL : projecta27@city.okinawa.okinawa.jp

※FAX送信の際の宛名は、プロジェクト推進担当でお願いします。